

2025年10月7日

東京都議会議長

増子 博樹 様

東京都議会議員 漢人あきこ 印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 “はけ”と野川を壊す都市計画道路の「橋梁概略設計」について
- 二 民設民営学童保育所でのプール事故について
- 三 靖国通りの桜の伐採問題と、街路樹の管理について
- 四 生物多様性地域戦略アクションプラン2025について
- 五 首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用について

以上

一 “はげ”と野川を壊す都市計画道路の「橋梁概略設計」について

2016（平成28）年4月に策定された「第四次事業化計画」の期限は2026（令和8）年3月ですが、優先整備路線「小金井3・4・1号線」「小金井3・4・11号線」は事業着手に至っていません。

その理由のひとつは市民の理解が得られていないことです。小金井市議会は2025年第3回定例会で「新しい事業化計画において優先整備路線にしないことを求める」意見書を可決し都に送付しました。

二つ目の理由は、国分寺崖線、野川、草原が一体となった豊かな自然環境、生物多様性への影響に対する懸念が増大しているからです。道路建設による動植物への直接的、間接的影響が明らかになり、2023年策定の東京都生物多様性地域戦略にも逆行することが危惧されます。また小金井市が2022年に策定した「基本構想」でも豊かな緑と水に恵まれた自然の保全を最重要視しています。

「第四次事業化計画」での事業着手は不可能であるにもかかわらず発注された「小金井3・4・11号線外」の「橋梁等概略設計（7北南－小金井3・4・11外1路線）」について伺います。

- 1 委託の目的、内容、工期について説明ください。
- 2 構造物、工法、工事、道路照明などによる生物多様性、動植物、湧水、地下水、武蔵野公園内の「野球場」などへの影響について、高い精度のものが明らかになるのですか。また、工事期間については示されますか。
- 3 送電線や鉄塔の移設に伴う周辺環境への影響は明らかになるのですか。
- 4 成果物納品後、公開と地元への説明、意見聴取などについてはどのように予定していますか。
- 5 「橋梁概略設計」の次のステップはどのようなことを予定しているのですか。

二 民設民営学童保育所でのプール事故について

今年7月28日に、民設民営学童保育所「メガロス東小金井学童クラブ」（野村不動産ライフ&スポーツ株式会社運営）のプールで、小学1年生の児童が亡くなるというあってはならない事故が発生しました。

小金井市は、民設民営学童保育所の運営に関し指導等を行う立場から、8月18日に児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施し、業者から報告を受けています。また、事故原因の究明、安全対策、再発防止策の検討のため検証委員会を設置し、11月中に答申を受ける予定です。

- 1 都の民設民営学童保育所に関する指導等の基本的な責任を伺います。
- 2 今回の事故について、都はどのように把握していますか、その内容と見解を求めます。

3 この事故を受けて国・こども家庭庁は7月31日、各都道府県・市区町村に対して、事務連絡「事件・事故情報の共有・注意喚起について（放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について）」を発出し、留意事項として、以下を求めています。

○児童の安全を守るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、基準に基づいた安全計画や付随するマニュアル等の策定、適宜見直しを行うことについて周知していることから、その策定状況等を把握すること

○特に、プール活動や水遊びについては、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和7年6月3日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡）を踏まえ、監視体制や職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応といったマニュアル等の作成を行い、全職員に周知し、理解させること

ア この事務連絡を受けた都の対応を伺います。

イ 小金井市はプール指導に関する安全管理マニュアルの提出は受けていないと議会で答弁しています。都内自治体での作成状況を伺います。また、未作成の自治体には作成を促すべきと思いますがいかがですか。

三 靖国通りの桜の伐採問題と、街路樹の管理について

1 靖国通りの桜の管理について問題があると、住民団体から指摘されています。

ア 今年度、街路樹全体の10%以上に当たる18本の桜を伐採するとの第一建設事務所からの通知を受けて、第一建設事務所と住民団体との意見交換が行われました。経緯と、現状、今後の方針を伺います。

イ 第一建設事務所では、樹木医の判定の結果、伐採対象となった樹木について、セカンドオピニオンを参考にして、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いたことがあると聞いていますが、その経緯を伺います。

ウ 今回の伐採対象の樹木についても、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いて対応を協議してはいかがでしょうか。

2 樹木は外側に近い部分が重要で、幹内部は次第に役割が無くなって空洞化しても、直ちに倒れるわけではなく、空洞率では、直ちに倒伏可能性を測れず、倒伏可能性を予測するには、欧米で行われている「引っ張り試験」が最も適切であり、導入するべきとの指摘があります。「引っ張り試験」を導入しませんか。

- 3 不健全な街路樹を伐採するのではなく、将来の為に、葉の試験を行う機会とすることもできる。「街路樹の葉」が不足しているため、都が率先して、葉の試験を実施すべきとの指摘があります。不健全な街路樹に葉の試験の実施を検討しませんか。
- 4 9月下旬、中央区晴海通りで行われた街路樹の剪定について、まだ真夏日が続く時期に、なぜ街路樹を切らなければならないのか、日陰がなくなることによる不安を覚えたとの住民の声が届いています。樹木を弱らせる夏期の剪定は避けていると思いますが、気候変動による夏期の長期化を受けて、すべての樹木の剪定時期を見直すべきではありませんか。

四 生物多様性地域戦略アクションプラン 2025 について

東京都の生物多様性地域戦略とそれに基づくアクションプランが 2023（令和 4）年に策定され、アクションプランは 2 回目の更新が行われました。今回の 2025（令和 7）年版は、2023（令和 4）年版、2024（令和 5）年版とだいぶ異なっています。

- 1 昨年までは「案」の段階で自然環境保全審議会計画部会に報告した後に確定版となっていますが、今回は 6 月 24 日の計画部会に確定版が報告されています。
 - ア その理由と今後の方針を伺います。
 - イ 計画部会での主な意見はどのようなものでしたか。
- 2 アクションプランの「はじめに」は昨年と同文で、「新たな取組を盛り込むとともに、取組を強化」と書かれています。
 - ア 2024 年版は全 268 事業で、内、再掲 116、新規 19 でしたが、2025 年版は全 303 事業中、新規、再掲はそれぞれ何事業ですか。
 - イ 強化した取組はどのようなものがありますか。
- 3 今回は目次に事業名がなくなり、目標一覧のページもなくなったため、全体像の把握をしにくくなりました。変更の理由を伺います。
- 4 昨年度までは、「前年度の実績と当年と翌年の計画」の記載のない事業が多くありましたが、今年度版は、全ての事業について「前年度の実績と当年と翌年と翌々年の計画」が記載されています。
 - ア 変更の理由を伺います。

イ 9割以上の事業は「当年と翌年と翌々年の計画」が全く同じであり、アクションプランとしての意味がないと思いますが、いかがですか。

五 首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用について

政府は、東京電力福島第1原発事故で福島県内の除染で発生した放射能汚染土約1400万立方メートルの4分の3を占める、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8000ベクレル以下の汚染土を、全国の公共事業等で「復興再生利用」しようとしています。まず、首相官邸及び霞が関の省庁の敷地9カ所の花壇などで約80立方メートルを使うとし、すでに汚染土の搬入が行われています。

今後、都外の国の出先機関や公共事業、民間企業にも土地造成などで再利用を促し、住民の反対で実証事業が中断された新宿御苑も再検討されるようです。

放射能汚染土の再生利用は、本来集中管理すべき放射性物質を環境中に拡散し、現行の放射性物質に関する規制を事実上緩和するものであり、都は、市民生活や健康に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に対応すべきです。

- 1 新宿御苑での実証事業の際には、都に対して数度にわたり取組概要等に係る説明があり、住民説明会も開催されましたが、首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用については、いつ、どのような説明がありましたか。
- 2 今後、都内での再生利用が予定される場合は、地元自治体や住民への説明、適切な情報開示などをしっかり行うよう国に求めるべきと思いますが、いかがですか。